

お薬の販売方法について

分類と 外箱表示	定 義	陳 列 方 法	情 報 提 供	対応する 専門家	相談への 対応
第1類医薬品 第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの	販売時に薬剤師による情報提供が適切に行うため、かぎをかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します。	書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います。	薬剤師	相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します
指定第2類医薬品 第②類医薬品 第②類医薬	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（第1類医薬品を除く。）	第1類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所の近く（7m以内）に陳列します。	適正使用のため必要な情報の提供に努めます。	薬剤師 または 登録販売者	
第2類医薬品 第2類医薬品	注）指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。	法令では直接手に取ることができる陳列でも良いとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します。	適正使用のため必要な情報の提供に努めます。		
第3類医薬品 第3類医薬品	第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品				

ご存知ですか？ 健康被害救済制度

医薬品の副作用等による被害を受けられた方を救済する公的な制度があります。

問合せ先 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 電話 0120-149-931（フリーダイヤル）

苦情相談窓口

三重県薬剤師会 TEL 059-228-5995
三重県薬務課 TEL 059-224-2330